

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	うち引上げ分の 地方消費税交付金
6款 地方消費税交付金	2,850,000	1,100,000

歳出

(単位：千円)

款項	本年度予算額	うち対象経費 (事務費、人件費 を除く。)	対象経費の財源内訳			
			特定財源 (国県支出金等)	一般財源	うち引上げ分の 地方消費税交付金	
3款 民生費	1項 社会福祉費	13,262,133	12,345,460	4,449,758	7,895,702	646,743
	2項 児童福祉費	10,236,197	9,322,891	6,017,118	3,305,773	270,778
	3項 生活保護費	4,329,421	4,132,250	3,142,804	989,446	81,046
4款 衛生費	1項 保健衛生費	2,071,010	1,356,559	118,224	1,238,335	101,433
合計		29,898,761	27,157,160	13,727,904	13,429,256	1,100,000

※ 地方消費税交付金のうち、平成26年4月の消費税率引上げによる増収分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされています（地方税法第72条の116第2項）。

※ 各項の主な事業

社会福祉費	障害者福祉、高齢者福祉などに関する事業 国民健康保険、介護保険などの社会保険事業
児童福祉費	こども医療費の助成、児童手当の支給に関する事業 保育所や認定こども園などの運営や放課後児童対策などの児童福祉に関する事業
生活保護費	生活保護事業
保健衛生費	がん検診の推進などの健康増進対策に関する事業 予防接種、母子保健などの保健衛生に関する事業